

帝京科学大学海外渡航に係る判断基準表

海外渡航に係る判断基準について、外務省が発表している危険情報・感染症危険情報（※1）に則り、以下の通り定めます。

令和4年 7月13日 危機管理委員会策定
令和4年12月14日 危機管理委員会一部改正

カテゴリ (外務省/危険情報・感染症危険情報)	概要	
	教職員	学生
レベル1「十分注意してください」 ◎特定の感染症に関し、その国・地域への渡航、滞在に当たって、危険を避けるための特別な注意が必要です。	原則可	原則可
レベル2「不要不急の渡航は止めてください」 ◎特定の感染症に関し、その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。 渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	原則不可 (※2)	原則不可 (※3)
レベル3「渡航は止めてください」(渡航中止勧告) ◎特定の感染症に関し、その国・地域への渡航はどのような目的であれ、止めてください。 場合によっては、現地に滞在している日本人に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。	不可	不可
レベル4「渡航は止めてください」(退避勧告) ◎特定の感染症に関し、その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	不可	不可

○海外渡航（私用含む）をする場合、海外渡航届（本学様式）を提出することを義務化する。【提出先】学生：教務課長、教職員：人事係または管理係

- ※1 感染症危険情報：新型コロナウイルス等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在に当たって特に必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。
- ※2 招聘先からの強い要請（研究活動・学会発表）、公的機関からの正式な要請及び当該用務の必要性・緊急性に加え、十分な感染対策等の安全管理が確保できると判断した場合に限り「可」とする。
- ※3 大学間交流協定による派遣留学、大学主催の海外実習・短期研修、教育交流事業、学会発表、大会行事参加、公的機関からの正式な要請、等において、当該用務の必要性・緊急性に加え、十分な感染対策等の安全管理が確保できると判断した場合に限り「可」とする。

【情報公開先】

●外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用QRコード

